

「うちの会社にかぎって…」が最も怖い
 「パワハラ」と「適正な指示・指導」の線引きは？



パワハラ防止法 対応 ハラスメント対策研修

2020年6月1日から、「労働施策総合推進法（パワハラ防止法）」が施行されました。中小企業でも2022年4月1日からパワハラ防止策を講ずることが義務付けられます。

「何がパワハラで、何がパワハラでないのか？」「パワハラを社員が主張してきた場合、どうすればいいの？」という不安をお持ちの方も多いのではないのでしょうか？この不安を解消するため、「パワハラ防止法」の実務対応に当たってのポイントを、地元の現役の社会保険労務士が丁寧に説明するセミナーを開催します。対策は早めの取組が肝心です。社内のパワハラ防止策の検討のきっかけに本セミナーをお薦めします。

【日時】 令和2年11月27日（金）14:00～16:00
 【場所】 三島商工会議所 3階会議室
 【講師】 いそべ社労士オフィス 社会保険労務士 磯部 孝平 氏
 【内容】 ①職場におけるパワーハラスメントとは？
 ②パワハラに該当する例・しない例
 ③パワハラに対する企業の責務・講ずべき措置



【受講料】 無 料
 【主催】 三島商工会議所 労働委員会
 【定員】 15名（会場内の定員です。リモート配信での受講はこの限りではありません）
 【申込】 FAXまたは下記のQRコードよりお申込みください。
 【問合せ】 三島商工会議所 経営支援課 担当 宇水 TEL：055-975-4441

三島商工会議所 経営支援課 行 FAX：055-972-2010

11月27日 パワハラ防止法に対応したハラスメント対策研修・ 受講申込書



QRコードからも
 申込みいただけます。
<https://forms.gle/NrQ4tnMUexuGvd4w6>

会社名			
受講者名 (役職)	()	()	()
住 所	(〒 -)		
TEL		FAX	
E-mail	<input type="checkbox"/> メールでの商工会議所からの セミナー案内を希望しない		
参加方法	会場で受講 / リモートで受講 (ZOOMによる配信)		

※お申込みの際にご提供いただいたお客様の情報は、当セミナーの申込受付の管理、運営上の管理のために利用するほか、三島商工会議所が主催する各種事業のご案内のために利用させていただく場合がございます。